

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 令和4年度決算（自動車安全特別会計 保障勘定）

##### ・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
賦 課 金 収 入	1,340	保 障 費	448
積 立 金 よ り 受 入	264	業 務 取 扱 費 自 動 車 検 査 登 録 勘 定 へ 繰 入	641
雑 収 入	351	再 保 険 及 保 険 費	46
前 年 度 剰 余 金 受 入	61,905	予 備 費	-
合 計	63,861	合 計	1,136

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法  
 （剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62,724 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入においては、前年度において保障費の支出が予定より少なかったこと等により前年度剰余金受入が予定を上回った。歳出においては、保障金の請求件数が予定を下回ったこと等により保障金を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」第2条の規定により、保障勘定の名称が自動車事故対策勘定に改められた。また、同法附則第3条第3項の規定により122百万円を自動車事故対策勘定の積立金として積み立て、残額62,602百万円については、同法附則第3条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・令和4年度末における積立金の残高

（積立金の残高(令和5年3月31日))・・・・・・・・・・・・・・・・ 12,900 百万円

（令和4年度決算により積み立てる額）・・・・・・・・・・・・・・・・ 122 百万円

（積立金の目的）

政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等を行うために、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等を積み立てた積立金。

（積立金の水準）

本勘定の積立金は、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る今後の再保険金の支払い等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てている。

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 令和4年度決算（自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定）

##### ・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
検査登録印紙収入	20,726	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,532
検査登録手数料収入	13,089	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	1,287
一般会計より受入	272	業務取扱費	34,402
他勘定より受入	955	施設整備費	1,137
雑収入	275	予備費	-
前年度剰余金受入	13,523		
合 計	48,842	合 計	39,359

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の金額及び当該金額の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）	272 百万円
（予算に計上した繰入金の額）	272 百万円

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）	9,483 百万円
---------	-----------

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳出において契約価格が予定を下回ったこと等により、情報処理業務庁費を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 令和4年度決算（自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定）

##### ・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
積立金より受入	7,599	自動車事故対策費	6,337
一般会計より受入	6,649	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,678
償還金収入	449	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	133
独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入	242	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	313
雑収入	1,122		
前年度剰余金受入	49		
合 計	16,112	合 計	14,463

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法  
 （剰余金の額）…………… 1,649 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入においては、中期目標期間の終了に係る独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入が予定を上回ったこと、歳出においては、自動車事故被害者支援体制等整備事業が予定を下回ったこと等により、自動車事故対策費補助金を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」第2条の規定により、従来の自動車事故対策勘定が本年度限り廃止され、保障勘定の名称が自動車事故対策勘定に改められた。また、同法附則第3条第3項の規定により、1,307百万円を自動車事故対策勘定の積立金として積み立て、残額342百万円については、同法附則第3条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・令和4年度末における積立金の残高

（積立金の残高(令和5年3月31日))…………… 146,008 百万円

（令和4年度決算により積み立てる額）…………… 1,307 百万円

（積立金の目的）

自動車事故の被害者保護を図るため、積立金の運用益を財源として、事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策を安定的に実施するための積立金。

（積立金の水準）

自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策は、自動車損害賠償保障法により安定的に事業を行っていくこととされており、当該被害者救済対策及び事故発生防止対策の必要性等を勘案し、将来において必要となる金額を積立金として積み立て、積立金の運用益を財源として実施することを予定したが、同勘定から一般会計へ繰り入れており、現在の積立金の運用益のみでは事業費の財源を賅えず、積立金を取り崩して事業を実施している。

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 令和4年度決算（自動車安全特別会計 空港整備勘定）

##### ・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
空港使用料収入	92,760	空港等維持運営費	142,208
一般会計より受入	31,522	空港整備事業費	112,518
地方公共団体工事費負担金収入	10,228	北海道空港整備事業費	9,843
借入金	146,913	離島空港整備事業費	1,941
償還金収入	9,095	沖縄空港整備事業費	11,837
受託工事納付金収入	18	航空路整備事業費	31,112
空港等財産処分収入	713	空港整備事業資金貸付金	8,299
雑収入	62,712	成田国際空港整備事業資金貸付金	15,400
前年度剰余金受入	86,370		
		北海道空港整備事業資金貸付金	3,419
		地域公共交通維持・活性化推進費	1,456
		空港等整備事業工事諸費	1,570
		受託工事費	18
		空港等災害復旧事業費	10
		国債整理基金特別会計へ繰入	31,835
		予備費	—
合 計	440,334	合 計	371,472

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

##### ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・ 68,861 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入において、消費税の還付があったこと等により、雑収入が予算額を上回ったこと、歳出において、事業計画の変更等により、空港整備事業費において翌年度への繰越工事があったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。